

# 第1章 基盤整備

## 第1節 摘要

1. 本章は、公園緑地工事における敷地造成工、公園土工、植栽基盤工、法面工、軽量盛土工、擁壁工、公園カルバート工、構造物撤去工、公園施設等撤去・移設工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。
2. 構造物撤去工は第3編2-9構造物撤去工の規定による。
3. 仮設工は、第3編2-10仮設工の規定による。
4. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第3編土木工事共通編の規定による。

## 第2節 適用すべき諸基準

受注者は、**設計図書**において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の**承諾**を得なければならない。なお、基準類と**設計図書**に相違がある場合は、原則として**設計図書**の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と**協議**しなければならない。

日本公園緑地協会	都市公園技術標準解説書	(令和元年 7月)
日本道路協会	道路土工—施工指針	(平成 21年 6月)
日本道路協会	道路土工要綱	(平成 21年 6月)
日本道路協会	道路土工—軟弱地盤対策工指針	(平成 24年 8月)
日本道路協会	道路土工—盛土工指針	(平成 22年 4月)
日本道路協会	道路土工—切土工・斜面安定工指針	(平成 21年 6月)
日本道路協会	道路土工—擁壁工指針	(平成 24年 3月)
日本道路協会	道路土工—カルバート工指針	(平成 22年 3月)
日本道路協会	道路土工—仮設構造物工指針	(平成 11年 3月)
日本緑化センター	植栽基盤整備技術マニュアル	(平成 25年 12月)
土木研究センター	補強土(テールアルメ)壁工法 設計・施工マニュアル	(平成 26年 8月)
土木研究センター	ジオテキスタイルを用いた補強土の 設計施工マニュアル	(平成 25年 12月)
土木研究センター	多数アンカー式補強土壁工法設計・ 施工マニュアル	(平成 26年 8月)
国土交通省	道路土工構造物技術基準・同解説	(平成 29年 3月)
国土交通省	建設副産物適正処理推進要綱	(平成 14年 5月)
建設省	都市緑化における下水汚泥の施用指針	(平成 7年 9月)
国土開発技術 研究センター	河川土工マニュアル(平成 21年度版)	(平成 21年 4月)
土木研究センター	建設発生土利用技術マニュアル	(平成 25年 12月)
全日本建設技術協会	土木構造物標準設計 第2巻-擁壁工-	(平成 12年 9月)
地盤工学会	グラウンドアンカー設計・施工基準・同解説	(平成 24年 5月)
全国特定法面保護協会	のり枠工の設計施工指針	(平成 25年 10月)

国土交通省	土木構造物設計マニュアル（案） [土木構造物・橋梁編]	（平成 11 年 11 月）
国土交通省	土木構造物設計マニュアル（案）に係わる設計・ 施工の手引（案）[ボックスカルバート・擁壁編]	（平成 11 年 11 月）
国土交通省	土木構造物設計マニュアル（案）[樋門編]	（平成 13 年 12 月）
国土交通省	土木構造物設計マニュアル（案）に係わる設計・ 施工の手引き（案）（樋門編）	（平成 13 年 12 月）
国土交通省	建設汚泥処理土利用技術基準	（平成 18 年 6 月）
国土交通省	発生土利用基準について	（平成 18 年 6 月）
国土交通省	東日本大震災からの復興に係る公園緑地整備に 関する技術的指針	（平成 24 年 3 月）

### 第 3 節 敷地造成工

#### 1-3-1 一般事項

本節は、敷地造成工として表土保全工、整地工、掘削工、盛土工、路床盛土工、法面整形工、路床安定処理工、置換工、サンドマット工、バーチカルドレーン工、残土処理工その他これらに類する工種について定めるものとする。

#### 1-3-2 表土保全工

1. 表土保全工は、植栽に適した肥沃な表土を植栽用土壌として確保するために実施するのである。
2. 受注者は、表土掘削の施工については、**設計図書**によるものとするが、これにより難しい場合は、**設計図書**に関して監督員と**協議**しなければならない。
3. 受注者は、表土運搬の施工については、**設計図書**に示された場所に運搬するものとするが、これにより難しい場合は、**設計図書**に関して監督員と**協議**しなければならない。
4. 受注者は、表土の仮置きが必要な場合は、乾燥防止、雨水による養分流出防止、風による飛散防止の処理を行い、表土を堆積して保管しなければならない。
5. 受注者は、表土を堆積して保管する場合は、堆積高さ、表面の養生について監督員の**指示**によらなければならない。

#### 1-3-3 整地工

1. 受注者は、整地の施工については、残材、転石を除去し不陸のないように、地均しを行わなければならない。
2. 受注者は、整地の施工については、滞水しないように排水勾配をとらなければならない。
3. 受注者は、整地の施工については、敷地内の汚水柵に雨水が流入することのないように、なじみ良く仕上げなければならない。
4. 受注者は、整地の施工については、工事範囲と現況地盤とのすり合わせに不陸がないように、なじみ良く仕上げなければならない。

#### 1-3-4 掘削工

掘削工の施工については、第 1 編 2-3-2 掘削工及び 2-4-2 掘削工の規定による。

### 1-3-5 盛土工

盛土工の施工については、第1編2-3-3盛土工の規定による。

### 1-3-6 路床盛土工

路床盛土工の施工については、第1編2-4-4路床盛土工の規定による。

### 1-3-7 法面整形工

法面整形工の施工については、第1編2-3-5及び2-4-5法面整形工の規定による。

### 1-3-8 路床安定処理工

路床安定処理工の施工については、第3編2-7-2路床安定処理工の規定による。

### 1-3-9 置換工

置換工の施工については、第3編2-7-3置換工の規定による。

### 1-3-10 サンドマット工

サンドマット工の施工については、第3編2-7-6サンドマット工の規定による。

### 1-3-11 バーチカルドレーン工

バーチカルドレーン工の施工については、第3編2-7-7バーチカルドレーン工の規定による。

### 1-3-12 残土処理工

残土処理工の施工については、第1編2-3-7残土処理工の規定による。

## 第4節 公園土工

### 1-4-1 一般事項

本節は、公園土工として小規模造成工、残土処理工その他これらに類する工種について定める。

### 1-4-2 小規模造成工

1. 受注者は、小規模掘削の施工にあたり、掘削中の土質に著しい変化が認められた場合、または埋設物を発見した場合は、工事を中止し、**設計図書**に関して監督員と**協議**しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、応急措置を施すとともに監督員に**報告**しなければならない。
2. 受注者は、小規模掘削により崩壊または破損のおそれがある構造物等を発見した場合には、応急措置を講ずるとともに直ちに**設計図書**に関して監督員と**協議**しなければならない。
3. 受注者は、小規模造成の仕上がり面においては、地山を乱さないように、かつ不陸が生じないように施工しなければならない。
4. 受注者は、小規模敷均・締固にあたり、盛土箇所が残材、廃物、木くず等を撤去し、一

- 層の仕上り厚を 30 cm以下を基本とし、各層ごとに締固めなければならない。
5. 受注者は、盛土箇所に通水及び滞水などがある場合には、施工前に排水しなければならない。

#### 1-4-3 残土処理工

残土処理工の施工については、第1編2-3-7残土処理工の規定による。

### 第5節 植栽基盤工

#### 1-5-1 一般事項

1. 本節は、植栽基盤工として透水層工、土層改良工、土性改良工、表土盛土工、人工地盤工、造形工その他これらに類する工種について定める。
2. 植栽基盤工は、植栽地を植物の生育にふさわしい地盤（これを植栽基盤という）に改良、整備するために行うものであり、受注者はこの趣旨を踏まえて施工しなければならない。  
なお、植物の生育にふさわしい地盤は、透水性・保水性を合わせ持ち、植物の根が容易に伸長できる土層の厚さ・広がり・硬さを有するとともに、根の伸長に障害をおよぼす有害物質を含まず、植物の生育に適した酸度及び養分を有している土壌で構成する地盤のこととする。
3. 植栽基盤工の客土の品質管理基準については、試験項目、試験方法は**設計図書**によるものとする。なお、これにより難しい場合は、工事着手前に、**設計図書**に関して監督員と**協議**のうえ、pH、有害物質の試験を必要に応じて行わなければならない。

#### 1-5-2 材 料

1. 表土盛土工及び人工地盤工で使用する土については、植栽する植物の生育に適した土壌で、植物の生育に有害なゴミ、きょう雑物、がれきを含まないものとする。
2. 土性改良工で使用する土壌改良材については、以下の規格に合格したものまたは、これと同等品以上の品質を有するものとし、施工前に品質を証明する資料を作成し、監督員に**提出**しなければならない。
  - (1) 土壌改良材については、それぞれ本来の粒状・紛状・液状の形状を有し、異物及びきょう雑物の混入がなく、変質していないものとする。また、それぞれの品質に適した包装あるいは容器に入れてあり、包装あるいは容器が損傷していないものとする。
  - (2) 無機質土壌改良材については不純物を含まないものとする。
  - (3) 有機質土壌改良材（針葉樹皮改良材）については、針葉樹の樹皮が分解しづらい性質を利用し、樹皮に加工を施して改良材としたもので、有害物が混入していないものとする。
  - (4) 有機質土壌改良材（バーク堆肥）については、**広葉樹又は針葉樹の樹皮に発酵菌を加えて完熟させたもので、有害物が混入していないものとする。なお、未熟なバーク堆肥を用いると窒素欠乏による生育阻害をおこす恐れがあるので注意しなければならない。**
  - (5) 有機質土壌改良材（泥炭系）については、泥炭類であるピートモス、ピートを主としたもので、有害物が混入していないものとする。
  - (6) 有機質土壌改良材（下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料（下水汚泥コンポスト））に

については、下水汚泥を単独あるいは植物性素材とともに発酵させたものとし、有害物が混入していないものとする。

- (7) **針葉樹皮改良材**、バーク堆肥、泥炭系及び下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料（下水汚泥コンポスト）以外の有機質土壌改良材については、有害物が混入していないものとする。
  - (8) 受注者は、**設計図書**に示された支給品を用いるものとするが、これにより難しい場合は、**設計図書**に関して監督員と**協議**しなければならない。
3. 土性改良工で使用する肥料については、以下の規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとし、施工前に品質を証明する資料を作成し、監督員に**提出**しなければならない。
- (1) 有機肥料については、それぞれの素材を、肥料成分の損失がないよう加工したもので、有害物が混入していない乾燥したものとする。
  - (2) 化学肥料については、それぞれ本来の粒状・固形・結晶の形状を有し、きょう雑物の混入していないものとし、指定の肥料成分を有し、変質していないものとする。
  - (3) 肥料については、それぞれの品質に適した包装あるいは容器に入れ、商標または、商品名・種類（成分表）・製造年月日・製造業者名・容量を明示するものとする。

### 1-5-3 透水層工

1. 開渠排水は、植栽基盤の周辺に溝を設置し、地表水の排水を図るとともに、外部からの地表水の流入を防ぐ方法とする。  
暗渠排水は、植栽基盤下部に中空の管を設置し、これにより地中水を排水する方法とする。  
縦穴排水は、植栽基盤の不透水層がある植栽樹木の周辺に縦に穴を掘り、その中に管を挿入し、透水性及び通気性の改善をはかる方法のこととする。
2. 受注者は、開渠排水の施工については、滞水が生じないように施工しなければならない。
3. 受注者は、暗渠排水及び縦穴排水の施工については、施工前に雨水排水平面図だけでなく、関連する植栽平面図を参考に、排水管の位置、高さについて確認しなければならない。
4. 受注者は、**設計図書**に示された以外の場所に滞留水による植栽樹木への悪影響のおそれがある場合には、監督員に**報告**し、**指示**を受けなければならない。
5. 受注者は、開渠排水、暗渠排水、縦穴排水の施工については、地下埋設物の確認を行い、地下埋設物に損傷を与えないようにしなければならない。

### 1-5-4 土層改良工

1. 普通耕は、植栽基盤の表層部分を通常 20 cm 程度、耕起することにより、土壌の団粒化、通気性、透水性を改良し、有効土層を拡大することとする。  
深耕は、深い有効土層（通常 40～60 cm）を必要とする場合に行う植栽基盤の表層耕起のこととする。  
混層耕は、植栽基盤の表層部と下層部の土壌の性質が異なる場合、混合耕耘により有効土層を確保し、土層構造の連続性を持たせることとする。  
心土破碎は、土壌硬度が高く耕起や混層耕を実施することが難しい場合や、通気性、透水性が極端に悪い場合に、下層の硬い層を破碎し、土質を改善することとする。
2. 受注者は、普通耕、深耕、混層耕、心土破碎の施工については、**設計図書**によるものと



- し、過度の締固めを行わないようにしなければならない。
3. 受注者は、土壌構造を不良にする場合があるため、降雨直後には耕起を行ってはならない。
  4. 受注者は、耕起回数については、土壌条件、設計意図を考慮して、締固めの弊害が大きくなるように設定しなければならない。また、受注者は、耕起回数が設定し難い場合は、試験施工を行い、**設計図書**に関して監督員と**協議**のうえ、回数設定を行わなければならない。

#### 1-5-5 土性改良工

1. 土性改良は、植栽基盤の物理性の改良を図ることとする。  
中和剤施用は、植栽基盤の化学性の改良を図ることとする。  
除塩は、塩類濃度の高い土壌を植栽基盤として使用可能な状態にすることとする。
2. 受注者は、土性改良の施工については、改良効果が十分に発揮されるよう土壌改良材を植栽基盤土壌に均一に混合しなければならない。
3. 受注者は、中和剤施用については、中和効果が十分に発揮されるよう中和剤を植栽基盤土壌に均一に混合しなければならない。
4. 除塩の施工については、**設計図書**によるものとし、これにより難い場合は、以下の各号の規定による。
  - (1) 受注者は、土壌の種類に対応した工法を選定しなければならない。
  - (2) 受注者は、土壌がヘドロである場合は、土壌が乾燥した時に耕耘を行い、乾燥、風化を促進させ、排水処理を施した後、早期に除塩効果をあげるため散水を行わなければならない。また、排水処理については、**設計図書**によるものとし、これにより難い場合は、**設計図書**に関して監督員と**協議**しなければならない。
5. 受注者は、施肥については、**設計図書**に示す種類と量の肥料を過不足なく施用しなければならない。

#### 1-5-6 表土盛土工

1. 表土盛土工の施工については、以下の各号の規定による。
  - (1) 受注者は、表土盛土材を仮置きする場合は、表土盛土堆積地の表面を短辺方向に沿って3～5%の表面排水勾配を設け、また、端部の法面勾配は1：1.8未満としなければならない。
  - (2) 受注者は、敷均した表土と下層土とのなじみを良くするため、粗造成面をあらかじめ耕起し、植物の生育に有害なものを取り除いたうえで、**設計図書**に示された仕上がり厚となるようにしなければならない。
2. 受注者は、表土盛土堆積地の崩壊防止、飛砂防止のため、**設計図書**に示された表面保護を行わなければならない。
3. 受注者は、流用表土及び発生表土、採取表土、購入表土の搬入時に、表土の品質の確認を行わなければならない。なお、堆積期間中に還元状態の進行や性状の劣化が認められた場合は、**設計図書**に関して監督員と**協議**しなければならない。

#### 1-5-7 人工地盤工

1. 受注者は、防水の施工については、「**公共建築工事標準仕様書（建築工事編）**」（**国土交通省、平成31年4月**）第9章防水工事及び「**公共建築改修工事標準仕様書（建築工**

事編)」（国土交通省、平成31年4月）第3章防水改修工事、9章環境配慮改修工事の規定による。

2. 受注者は、押さえコンクリートの施工については、**設計図書**に示された仕上がり厚となるように施工しなければならない。
3. 受注者は、目地板の施工については、**設計図書**に示す種類、規格のものを、所定の位置、高さに設置し、押さえコンクリートに打込まなければならない。
4. 受注者は、人工地盤排水層の施工については、**設計図書**に示された仕上がり厚となるように施工しなければならない。
5. 受注者は、フィルターの施工については、フィルターの破損がないことを確認し、すき間や折れのないように施工しなければならない。
6. 受注者は、防根シートの施工については、防根シートの破損がないことを確認し、すき間や折れのないように施工しなければならない。
7. 受注者は、人工地盤客土の施工については、**設計図書**に示された種類の客土材、仕上がり厚となるように施工しなければならない。
8. 受注者は、立排水浸透柵の施工については、**設計図書**によらなければならない。
9. 受注者は、立排水浸透柵の施工については、人工地盤客土面と高さの調整が必要な場合は、**設計図書**に関して監督員の**承諾**を得なければならない。

#### 1-5-8 造形工

1. 築山は、平坦な敷地景観に変化を与えるために小さな山を作り、修景的な起伏を与える景姿作業のこととする。
2. 表面仕上げは、締固め作業の一環として、平面に盛土表面の不陸をとること、または、緩やかな起伏をつける修景的な整形仕上げ作業のこととする。
3. 受注者は、表面仕上げの施工については、残材、転石を除去し、平面部と起伏部がなじむよう、修景的配慮をしなければならない。
4. 築山の施工については、以下の各号の規定による。
  - (1) 受注者は、**設計図書**に基づき位置、高さを設定し、周囲の条件に従って景姿の修正を行いながら仕上げなければならない。
  - (2) 受注者は、築山の表面仕上げについては、締固めすぎないように施工し、各種の排水施設の位置及び表面排水勾配を考慮して仕上げなければならない。
  - (3) 受注者は、監督員の**指示**する主要な部分の施工図を作成し、監督員に**提出**しなければならない。

### 第6節 法面工

#### 1-6-1 一般事項

1. 本節は、法面工として法面ネット工、植生工、法枠工、編柵工、かご工その他これらに類する工種について定める。
2. 受注者は法面の施工にあたって、「**道路土工一切土工・斜面安定工指針のり面工編、斜面安定工編**」（日本道路協会、平成21年6月）、「**道路土工—盛土工指針**」（**日本道路協会、平成22年4月**）5-6 盛土のり面の施工、「**のり枠工の設計・施工指針**」（**全国特定法面保護協会、平成25年10月**）第8章吹付枠工、第9章プレキャスト枠工、第10章現場打ちコンクリート枠工、第11章中詰工及び「**グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説**」（地盤工学会、平成24年5月）**第7章施工**の規定による。これ以外

の施工方法による場合は、施工前に**設計図書**に関して監督員の**承諾**を得なければならない。

#### 1-6-2 材 料

受注者は、法面ネット工の施工に使用する材料については、施工前に品質を証明する資料を作成し、監督員に**提出**しなければならない。

#### 1-6-3 法面ネット工

1. 受注者は、法面ネット工の施工については、ネットの境界にすき間が生じないようにし、ネットの荷重によってネットに破損が生じないようにネットを取付けなければならない。
2. 法面ネットの施工については、以下の各号の規定による。
  - (1) 受注者は、ネットの金網を法面の凹凸に合わせてなじみ良く張り、金網の継目は編み込みとして、金網の連続性が失われないように施工しなければならない。
  - (2) 受注者は、法面に凹凸が多い場合は、アンカーピンを割増しするとともに、座金付コンクリート釘を使用して確実に留めなければならない。
  - (3) 受注者は、法肩部では巻込みを十分に行わなければならない。なお、軟質な土壌で固定できない場合は、**設計図書**に関して監督員と**協議**しなければならない。

#### 1-6-4 植 生 工

植生工の施工については、第3編2-14-2植生工の規定による。

#### 1-6-5 法 枠 工

法枠工の施工については、第3編2-14-4法枠工の規定による。

#### 1-6-6 編 柵 工

1. 編柵は、不安定な土砂の流失を防止することを目的とし、斜面上に等高線状または階段状に設置することとする。
2. 受注者は、段切りを行う法面での編柵の施工については、段切りよりも前に編柵を施工してはならない。
3. 受注者は編柵の材料については、**設計図書**に示された材料で全部まかなえない場合は、**設計図書**に関して監督員の**承諾**を得てほかの材料を混用することができる。
4. 受注者は、編柵の施工については、粗朶の編み上げは緩みのないように上から締付けながら行い、最上端の2本は十分ねじりながら、もしくは鉄線で緊結し抜けないように仕上げなければならない。
5. 受注者は、樹脂製の編柵の色については、**設計図書**によるものとし、これにより難しい場合は、**設計図書**に関して監督員と**協議**しなければならない。

#### 1-6-7 か ご 工

かご工の施工については、第3編2-14-7かご工の規定による。

### 第7節 軽量盛土工

#### 1-7-1 一般事項

本節は、軽量盛土工として**作業土工（床掘り・埋戻し）**、軽量盛土工その他これらに類す



る工種について定める。

#### 1-7-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、第3編2-3-3 作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。

#### 1-7-3 軽量盛土工

軽量盛土工の施工については、第3編2-11-2 軽量盛土工の規定による。

### 第8節 擁壁工

#### 1-8-1 一般事項

1. 本節は、擁壁工として作業土工（床掘り・埋戻し）、場所打擁壁工、プレキャスト擁壁工、補強土壁工、コンクリートブロック工、石積工、土留め工その他これらに類する工種について定める。
2. 受注者は、擁壁工の施工にあたっては、「**道路土工—擁壁工指針**」（**日本道路協会、平成24年7月**）**5-11・6-10 施工一般**及び「**土木構造物標準設計第2巻—擁壁工—**」（**全日本建設技術協会、平成12年9月**）**4. 3 施工上の注意事項**の規定による。これにより難しい場合は、監督員の**承諾**を得なければならない。

#### 1-8-2 材 料

1. 受注者は、石積工の石材については、**設計図書**に示された石材の大きさ及び形状を用いるとともに、色合いに留意し、割れ、欠けのないものを選定しなければならない。
2. 受注者は、石積工の石材については、現場搬入前に写真または見本品を監督員に**提出**しなければならない。
3. 受注者は、石積工の石材については、現場搬入後、施工前に品質、数量または重量を証明する資料を作成し、監督員に**提出**しなければならない。

#### 1-8-3 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、第3編2-3-3 作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。

#### 1-8-4 場所打擁壁工

1. 場所打擁壁工の施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。
2. 受注者は、擁壁高さ調整の施工については、**設計図書**に示された仕上がり高になるように施工しなければならない。

#### 1-8-5 プレキャスト擁壁工

プレキャスト擁壁の施工については、第3編2-15-2 プレキャスト擁壁工の規定による。

#### 1-8-6 補強土壁工

補強土壁の施工については、第3編2-15-3 補強土壁工の規定による。

#### 1-8-7 コンクリートブロック工

1. コンクリートブロック工の施工については、第3編2-5-3 コンクリートブロック工、

2-5-4 緑化ブロック工の規定による。

2. 受注者は、止杭の施工にあたり、止杭の材質が**設計図書**に示されていない場合には、樹皮をはいだ生松丸太で、有害な腐れ、割れ、曲がり等のない材料を使用しなければならない。
3. 受注者は、止杭の先端は、角すい形に削るものとし、角すい形の高さは、径の1.5倍程度としなければならない。

### 1-8-8 石積工

1. 石積工の施工については、以下の各号の規定による。

- (1) 受注者は、石積工の施工については、第3編2-5-5石積（張）工の規定による。
- (2) 受注者は、石積工の施工については、設計意図を十分理解したうえで施工しなければならない。
- (3) 受注者は、材種、形状、色合い、周囲との取合いに十分考慮し、積み模様、張り模様に修景的配慮をしなければならない。
- (4) 受注者は、<sup>ねいし</sup>根石、<sup>てんぼいし</sup>天端石、<sup>かさいし</sup>笠石の形状、大きさ、向きに考慮し、上に載せる石を想定して施工しなければならない。

なお、<sup>ねいし</sup>根石は、石積最下部に据えられ、上部の石の重量を受ける石のこととする。  
<sup>てんぼいし</sup>天端石は、石積頂部に据えられる2面あるいは3面の見え掛かり面を持つ石のこととする。

<sup>かさいし</sup>笠石は、石積頂部に据えられる平らな加工された石で、稜線の通るものとする。

- (5) 受注者は、石積工の施工については、強度や安定性、美観上好ましくない<sup>よつまき</sup>四ッ巻、<sup>やつまき</sup>八ッ巻、<sup>あご</sup>重箱、<sup>おこ</sup>腮、<sup>さかさいし</sup>棚、<sup>さかさいし</sup>逆石、<sup>さかさいし</sup>裏石（あぶり出し）、毛抜き合端、笑い合端は避けなければならない。

なお、<sup>よつまき</sup>四ッ巻は、石積において、石積の正面から見たとき、1個の石を4個の石で取り囲んだような状況で積まれたものこととする。

<sup>やつまき</sup>八ッ巻は、石積において、石積の正面から見たとき、1個の石を8個の石で取り囲んだような状況で積まれたものこととする。

<sup>あご</sup>重箱は、石積において、同じ大きさの石を2つ以上上下に重ねたものこととする。

<sup>おこ</sup>腮は、石積において、上段の石が下段の石の法線より前に出る目違いの一種のこととする。

目違いは、石を積むとき、石積の断面から見て、合端の線は一定の線上になるように積むが、この線が一定の線上になく、不規則な扇形をすることとする。

<sup>さかさいし</sup>棚は、石積において、上段の石が下段の石の法線より、後ろに下がる目違いの一種のこととする。

<sup>さかさいし</sup>逆石は、石が安定するように石の控え側を下向きになるように積むのが通常であるが、石の控え側を上向きの状態で積まれた石や、控えの大きいものを上石に、小さいものを下石に使用することとする。

<sup>さかさいし</sup>裏石（あぶり出し）は、石の控えの寸法より、面の寸法を大きくしたものこととする。

毛抜き合端は、毛抜きの合端のように、石が互いに薄く接している合端のこととする。なお、<sup>あいはば</sup>合端は、石材と石材が接触する部分のこととする。

笑い合端は、石積において、合端の凸部同士が接触しているため、合端の接触面

が小さく、石積の全面から見ると隙間の多い状態で積まれているものとする。

- (6) 受注者は、目地及び合端に植物を植栽する場合には、植栽スペースを確保しておかなければならない。
2. 受注者は、石積工の石材の運搬については、石材の表面を損傷しないように保護材で保護し十分留意しなければならない。
3. 受注者は、石積工の土ぎめの施工については、土が十分締固まるように、丁寧に突固めて施工しなければならない。
4. 受注者は、石積工の裏込コンクリート及び目地モルタルの施工については、石の表面を汚さないように施工しなければならない。
5. 練石積工の伸縮目地及び水抜管の施工については、以下の各号の規定による。
- (1) 受注者は、伸縮目地の施工については、**設計図書**に示された位置に施工し、修景的配慮をしなければならない。
- (2) 受注者は、伸縮目地の施工については、石積延長 20m以内に 1 箇所伸縮目地を設置し、特に地盤の変化する箇所、石積高さが著しく異なる箇所または、石積の構造が異なる箇所には伸縮目地を設け、基礎部まで切断しなければならない。
- (3) 受注者は、水抜管の施工については、**設計図書**によるものとし、これに示されていない場合は、3 m<sup>2</sup> 以内に 1 箇所の割合で、千鳥に設置しなければならない。ただし、湧水のある箇所の処理方法については、**設計図書**に関して監督員と**協議**しなければならない。
6. 受注者は、石積工の目地の施工については、目地が石積の強度的な弱点となる芋目地または通り目地、四ツ目にならないようにしなければならない。
- なお、芋目地または通り目地は、石積の上から下まで目地が通っているものとする。
- 四ツ目は、石積の正面から見て、2 方向の目地が十字あるいは X 字状に交差するようなものとする。
7. 崩れ積の施工については、以下の各号の規定による。
- (1) 崩れ積は、野面石のづらいしを用いた石積で、下段の石の裏側に上段の石を差し込むようにして積み上げるものことで、積み上げた石の表面が不揃いで変化に富むものとする。

(崩れ積)

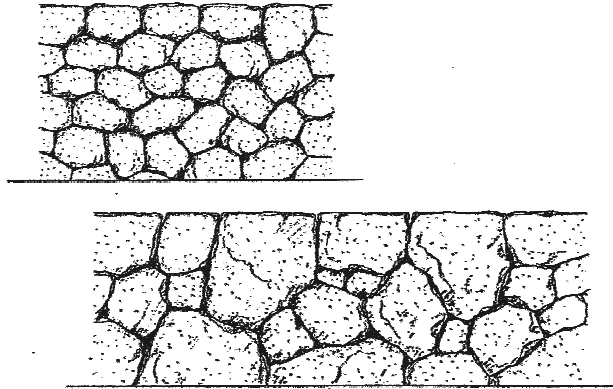


- (2) 受注者は、崩れ積の施工については、石と石が 2 点以上かみ合うように施工しなければならない。

8. 面積つらづみの施工については、以下の各号の規定による。

- (1) 面積つらづみは、野面石を用いた石積で、大きさの異なる石材を、表面が平らになるように、面を合わせて積み上げるものこととす。

(面積つらづみ)



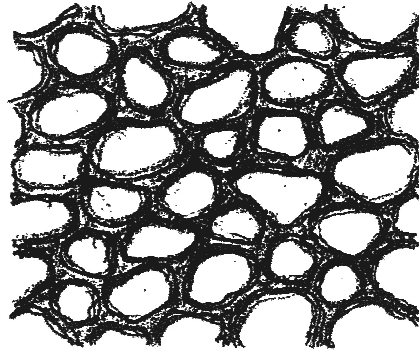
- (2) 受注者は、面積つらづみの天端石の施工については、天端石には稜線の出るような石を採用しなければならない。

- (3) 受注者は、飼石かいいし、詰石が多くなならないように配慮して施工しなければならない。

9. 玉石積つらづみの施工については、以下の各号の規定による。

- (1) 玉石積つらづみは、大きさの揃った玉石を用いた石積で、目地が上下に通らないように積み上げるものこととする。

(玉石積つらづみ)

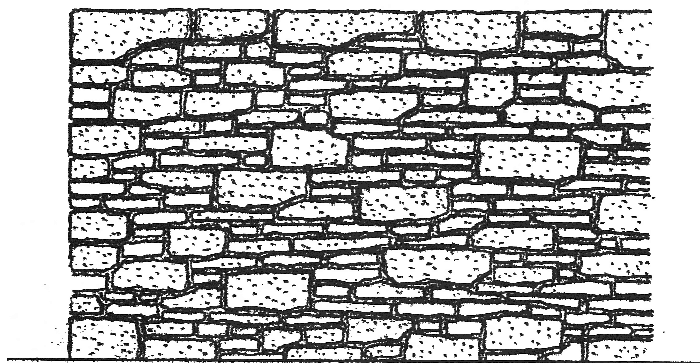


- (2) 受注者は、玉石積つらづみの施工については、石同士がかみ合うように施工しなければならない。

10. 小端積つらづみの施工については、以下の各号の規定による。

- (1) 小端積つらづみは、小端石を用いた石積で、厚みの異なる大小の小端石材を、小口が見えるように組合せて積むものこととし、受注者は、小端積つらづみの施工については、水平目地を強調し、個々の石の稜線、石の角に配慮して施工しなければならない。

(野面小端積)

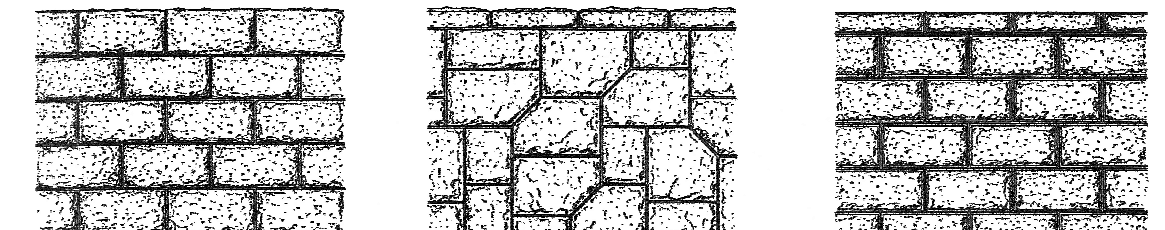


(2) 受注者は、天端石のある場合は、天端石に大きい石材を使用し、稜線が通るように施工しなければならない。

11. こぶだし石積の施工については、以下の各号の規定による。

(1) こぶだし石積は、割角石を用いた石積で、割角石の割肌の合端をすりあわせることにより、面がこぶ状になるものこととする。

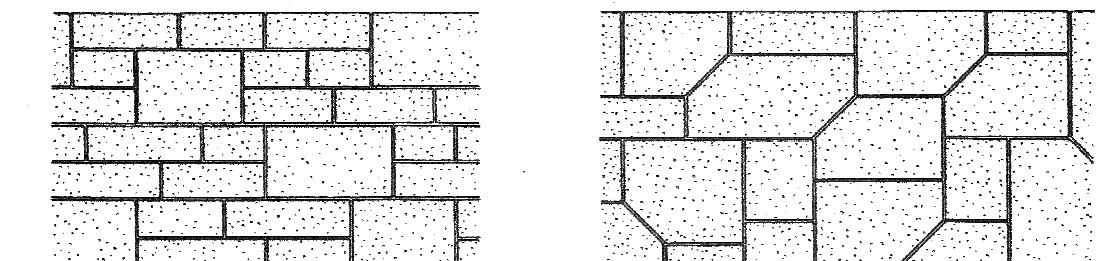
(こぶだし石積)



(2) 受注者は、こぶだし石積の修景要素として重要な目地については、修景的配慮を加えて施工しなければならない。

12. <sup>きりいしづみ</sup>切石積は、切角石を用いた石積で、大きさの異なる大小の切石材を組合せ、面をそろえて積み上げたものこととする。

(切石積)



13. <sup>けんちいしづみ</sup>間知石積、<sup>ぎつわりいしづみ</sup>雑割石積、<sup>ぎついしづみ</sup>雑石積の施工については、以下の各号の規定による。

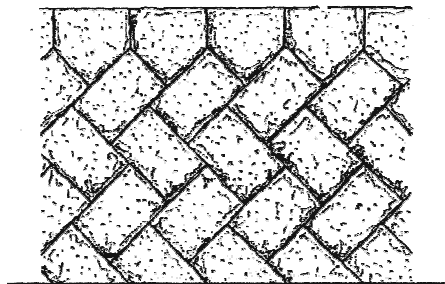
(1) 間知石積は、間知石を用いた石積のこととする。

雑割石積は、雑割石を用いた石積のこととする。

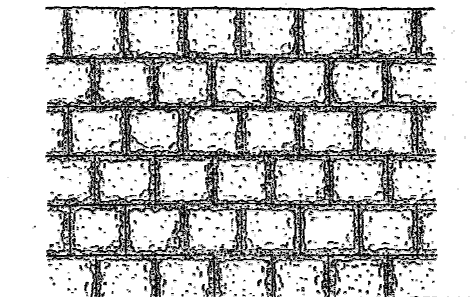
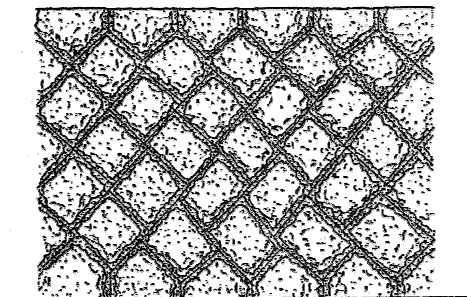
雑石積は、雑石を用いた石積のこととする。



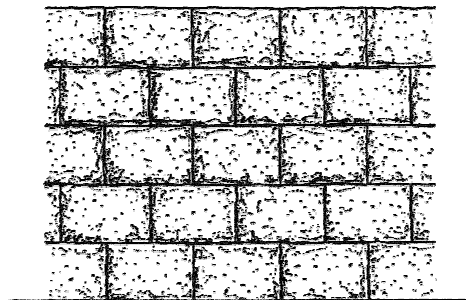
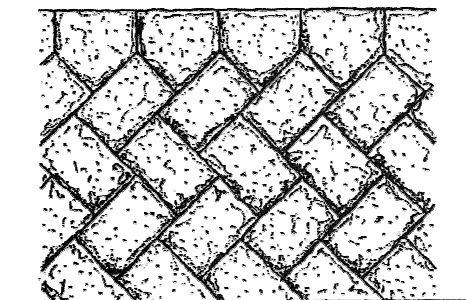
(間知石積)



(雑割石積)



(雑石積)



(2) 受注者は、合端については現場加工を行わなければならない。

14. 割石積わりいしづみの施工については、以下の各号の規定による。

(1) 割石積は、割石や割角石を用いた石積で、大きさの異なる大小の石材を組合せ、面をそろえて積み上げるものこととする。

(2) 受注者は、天端石のある場合は、天端石に天端以外の部分に使用する石よりも大きい石材をできるだけ使用し、稜線が通るように施工しなければならない。

15. 受注者は、石積高さ調整の施工については、**設計図書**に示された仕上がり高になるように施工しなければならない。

#### 1-8-9 土留め工

1. 受注者は、現地の状況により、**設計図書**に示された位置に施工し難い場合は、**設計図書**に関して監督員と**協議**するものとする。

2. 受注者は、土留め工の施工については、くい、板、かさ笠呼びはりに隙間が生じないように注意して施工しなければならない。

## 第9節 公園カルバート工

### 1-9-1 一般事項

1. 本節は、公園カルバート工として作業土工、場所打函渠工、プレキャストカルバート工その他これらに類する工種について定める。
2. 公園プレキャストカルバート工の施工については、第3編2-3-28プレキャストカルバート工の規定による。

### 1-9-2 材 料

受注者は、プレキャストカルバート工の施工に使用する材料は、**設計図書**によるものとするが記載なき場合、「**道路土工-カルバート工指針**」4-4使用材料、4-5許容応力度（**日本道路協会、平成22年3月**）の規定による。これにより難しい場合は、監督員の**承諾**を得なければならない。

### 1-9-3 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。

### 1-9-4 場所打函渠工

1. 受注者は、均しコンクリートの施工にあたって、沈下、滑動、不陸などが生じないようにしなければならない。
2. 受注者は、1回（1日）のコンクリート打設高さを施工計画書に明記しなければならない。また、受注者は、これを変更する場合には、施工方法を施工計画書に記載しなければならない。
3. 受注者は、海岸部での施工にあたって、塩害について第1編第3章第2節適用すべき諸基準第3項塩分の浸透防止により施工しなければならない。
4. 受注者は、目地材及び止水板の施工にあたって、付着、水密性を保つよう施工しなければならない。

### 1-9-5 プレキャストカルバート工

プレキャストカルバート工の施工については、第3編2-3-28プレキャストカルバート工の規定による。

## 第10節 公園施設等撤去・移設工

### 1-10-1 一般事項

本節は、公園施設等撤去・移設工として、公園施設撤去工、移設工、伐採工、発生材再利用工その他これらに類する工種について定める。

### 1-10-2 公園施設撤去工

1. 受注者は、公園施設の撤去については、既存の施設に損傷及び機能上の悪影響が生じないように施工しなければならない。
2. 受注者は、**設計図書**に表示のない工作物、地下埋設物及び**設計図書**に示された内容と異なる工作物の撤去が必要となる場合は、**設計図書**に関して監督員と**協議**しなければならない。

### 1-10-3 移設工

1. 移設工の施工については、以下の各号の規定による。
  - (1) 受注者は、移設工の施工については、撤去移設対象箇所を撤去移設後に、土砂で埋戻さなければならない。また、撤去移設時に既設構造物に破損が生じた場合は、**設計図書**に関して監督員の**指示**に従い、速やかに原形復旧しなければならない。
  - (2) 受注者は、移設物の設置については、設置箇所及びその周辺を、危険防止のため地表面下とも、障害物を除去した後、水はけ良く地均しして十分転圧しなければならない。
  - (3) 受注者は移設物の設置については、地盤高に注意し、水平でねじれのないように施工しなければならない。
  - (4) 受注者は、移設する施設については、設置から工事完了までの期間、危険防止のため、仮囲いをし、安全措置をとらなければならない。
2. 受注者は、景石移設の施工については、石材の運搬にあたり、表面を損傷しないようにしなければならない。
3. 受注者は、景石の据付けについては、**設計図書**によるものとし、これにより難しい場合は、**設計図書**に関して監督員と**協議**のうえ、石の大きさ、形色合いについて四方から観察して仮据えし、全体の納まりを考慮したうえで、本据えを行わなければならない。

### 1-10-4 樹木伐採・抜根工

1. 受注者は、高木伐採、中低木伐採及び枯損木処理の施工については、樹木の幹を現況地盤際で切断し、建設発生木材として処分しなければならない。  
また、建設発生木材を工事現場から搬出する場合には、**大分県建設リサイクルガイドラインに基づき**、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督員に**提出**しなければならない。
2. 受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに**建設副産物情報交換システム工事登録証明書**を監督員に**提出**しなければならない。
3. 受注者は、**高木抜根**、**中低木伐根**の施工については、根株を切断、掘取りのうえ撤去し、根株を掘り取った穴は、土砂で埋戻さなければならない。

### 1-10-5 工事支障木対策工

1. 受注者は、枝降ろしの施工については、樹木の性状や生育状況、周辺状況に応じた方法を選択し、将来の枝葉の生育方向を見込んで行い、切除する位置や角度、順序に特に注意しなければならない。
2. 支障枝剪定の施工については、以下の各号の規定による。
  - (1) 園路、広場や車道の通行等に支障をおよぼす枝、隣接地へ侵入している越境枝、架線、照明施設への障害枝等を剪定する。
  - (2) 健全枝、周辺樹木、施設等を損傷しないよう注意して実施し、必要に応じて保護対策を講じなければならない。
  - (3) 支障枝の除去にあたっては、監督職員と協議のうえで、樹形の乱れを最小限にとどめる範囲で行わなければならない。
3. 中低木移植の施工については2-4-6 中低木移植工の規定による。
4. 樹木運搬の施工については2-4-4 高木移植工の規定による。
5. 中木刈込の施工については、3-4-4 中木刈込工の規定による。

6. 低木刈込工の施工については、3-4-5 低木刈込工の規定による。

**1-10-6 発生材再利用工**

受注者は、発生材再利用工の施工については、**設計図書**によるものとするが、これにより  
難しい場合は、**設計図書**に関して監督員と**協議**しなければならない。